**【参考】グループ補助金交付決定通知書について**

県から各事業者に送付している補助金交付決定通知書には、各事業者の「交付決定番号」、「交付決定を受けた年度」、「交付決定日」、「交付決定額」が記載されています。グループ補助金の各種手続を行う際に必要となりますので、ご確認ください。

交付決定通知書は、事業者の皆様がグループ補助金の交付決定を受けたことを証する重要な書類ですので、紛失することのないよう、取扱いに注意してください。

**【交付決定指令書】（見本）**

|  |
| --- |
| 様式第２岩手県指令経支第○○号　　○○市○○字○○-○　　交付決定番号○○○○株式会社（○○○○グループ）　交付決定額平成○年○月○日付けで申請のあった中小企業等復旧・復興支援事業に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）第５条の規定により、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金○○○○円を交付することと決定し、第７条の規定により通知します。　また、交付の決定に当たり、同規則第６条第２項の規定により次の条件を附します。交付決定日平成○年○月○日 　　　　　　　　　　 　岩手県知事　　達増　拓也　交付決定を受けた年度１　補助金の交付対象となる事業及びその内容は、平成○年○月○日付けをもって申請があった平成○年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。２　補助事業に要する経費の配分は、申請書に添付した補助事業計画書のとおりとする。ただし、　補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。３　補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。４　岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第10ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記１により定められた事業内容のうち、(1) 復旧事業に要する経費（補助金の交付の対象となる経費に限る）の10パーセント以内の減少の変更である場合　(2) 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合をいう。５　補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第５に規定する補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。６　補助事業者は、交付要綱第１に掲げる法令及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。７　補助金に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。 |